

議案第 4 号

瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について

瑞穂市学校医、学校歯科医に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条の規定により、学校医、学校歯科医を委嘱するもの。

学校医一覧表

学校(園)名	科 名	校医名	任 期
穂積小学校	内科医	吉 村 剛	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	歯科医	江 崎 肇	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	薬剤師		
本田小学校	内科医	福 田 信 臣	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	歯科医	伊 東 裕 治	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	薬剤師		
牛牧小学校	内科医	国 枝 武 俊	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	歯科医	柴 田 泰 二	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	薬剤師		
生津小学校	内科医	若 園 明 裕	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	歯科医	竹 矢 良 三	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	薬剤師		
南小学校	内科医	高 木 昌 一	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	歯科医	辻 雅 明	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	薬剤師		
中小学校	内科医	千 田 美 穂 子	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	歯科医	長 野 弘 典	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	薬剤師		
西小学校	内科医	若 園 明 裕	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	歯科医	武 内 尚 博	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	薬剤師		
穂積中学校	内科医	所 俊 彦	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	歯科医	芥子川 雅 也	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	薬剤師		
穂積北中学校	内科医	佐 竹 真 一	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	歯科医	広 瀬 元 士	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	薬剤師		
巢南中学校	内科医	千 田 美 穂 子	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	歯科医	小 牧 令 二	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	薬剤師		
ほづみ幼稚園	内科医	京 極 章 三	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	歯科医	松 野 進 一	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成31年4月1日から平成33年3月31日
	薬剤師		

議案第 5 号

瑞穂市小学校理科支援員設置要綱の制定について

瑞穂市小学校理科支援員設置要綱の制定案を別紙のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

小学校理科支援員を派遣することにより、理科の観察・実験に使用する設備の準備、調整等の支援を受け、児童の学習活動の充実、教職員の負担軽減を図ることを目的とした要綱を新たに制定するもの。

瑞穂市教育委員会告示第6号

瑞穂市小学校理科支援員設置要綱を次のように定める。

平成31年2月26日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市小学校理科支援員設置要綱

(設置)

第1条 瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、小学校に理科の観察・実験に使用する設備の準備、調整等を支援する活動（以下「支援活動」という。）を行う瑞穂市小学校理科支援員（以下「理科支援員」という。）を置く。

(対象者)

第2条 前条に規定する支援活動に参加しようとする者は、心身共に健康で、小学校長の指導のもと小学校の職員と協調して活動ができるものとする。ただし、小学校教諭免許、中学校教諭理科免許若しくは高等学校教諭理科免許（以下この条において「小学校教諭免許等」という。）又は小学校教諭免許等と同等の理科実験、薬物管理等の知識技能を有するものと認められるものとする。

(理科支援員の雇用等)

第3条 理科支援員の雇用、労働条件等については、瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱（平成21年瑞穂市告示第29号）に定める。

(支援の設置期間等)

第4条 理科支援員の設置期間は、1年度175日以内を基本とする。理科支援員の配置及び人数は、設置する小学校ごとに教育委員会が別に定める。

2 理科支援員の1日の勤務時間は、4時間以内とし、教育委員会が別に定める。

(賃金)

第5条 理科支援員に対する賃金は、瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱第9条第1項に定める。

(活動実績簿)

第6条 理科支援員は、支援活動の月ごとに瑞穂市理科支援員活動実績簿（別記様式）を小学校長に提出するものとする。

(守秘義務)

第7条 理科支援員は、支援活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その支援活動を退いた後も同様とする。

(支援活動中の事故等)

第8条 理科支援員は、支援活動に係る保険に加入する。加入の手続については、教育委員会が行うものとする。

2 支援活動中に事故等が生じたときは、速やかに小学校長に連絡するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

年度 瑞穂市理科支援員活動実績簿 (月分)

学 校 名			氏 名			校長	取扱者	係
						印	印	印
日付	活動時間帯	時間	日付	活動時間帯	時間			
1	~		17	~				
2	~		18	~				
3	~		19	~				
4	~		20	~				
5	~		21	~				
6	~		22	~				
7	~		23	~				
8	~		24	~				
9	~		25	~				
10	~		26	~				
11	~		27	~				
12	~		28	~				
13	~		29	~				
14	~		30	~				
15	~		31	~				
16	~		累計時間			時間		
賃金(A)		円	×	時間		=	円	
先月残額(B)				円				
予算残額(B-A)				円				

議案第 6 号

瑞穂市学校生活支援員設置要綱の一部を改正する告示について
瑞穂市学校生活支援員設置要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出
する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

学校生活支援員における職務の現状に適応した条文の改正、及び勤務条件等
の見直すため要綱を改正するもの。

瑞穂市教育委員会告示第7号

瑞穂市学校等生活支援員設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年2月26日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市学校等生活支援員設置要綱の一部を改正する告示

瑞穂市学校等生活支援員設置要綱（平成19年瑞穂市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症及び軽度発達障害等のある幼児、児童生徒」を「障害のある幼児、児童及び生徒」に改める。

第4条第2項中「6時間」の次に「以内」を加える。

第5条中「（平成21年瑞穂市告示第29号）」を削る。

第8条第1項中「き」を削る。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

瑞穂市学校等生活支援員設置要綱（平成19年瑞穂市教育委員会告示第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（設置）</p> <p>第1条 瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、瑞穂市立幼稚園、小中学校（以下「学校等」という。）に<u>障害のある幼児、児童及び生徒</u>_____の学校等生活への適応等を支援する活動（以下「支援活動」という。）を行う瑞穂市学校等生活支援員（以下「生活支援員」という。）を置く。</p> <p>（支援の設置期間等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 生活支援員の1日の勤務時間は、6時間<u>以内</u>とし、教育委員会が別に定める。</p> <p>（賃金）</p> <p>第5条 生活支援員に対する賃金は、瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱第9条第1項_____に定める。</p> <p>（支援活動中の事故等）</p> <p>第8条 生活支援員は、支援活動に係る保険に加入する。加入の手続_____については、教育委員会が行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、瑞穂市立幼稚園、小中学校（以下「学校等」という。）に<u>学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症及び軽度発達障害等のある幼児、児童生徒</u>の学校等生活への適応等を支援する活動（以下「支援活動」という。）を行う瑞穂市学校等生活支援員（以下「生活支援員」という。）を置く。</p> <p>（支援の設置期間等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 生活支援員の1日の勤務時間は、6時間_____とし、教育委員会が別に定める。</p> <p>（賃金）</p> <p>第5条 生活支援員に対する賃金は、瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱第9条第1項<u>（平成21年瑞穂市告示第29号）</u>に定める。</p> <p>（支援活動中の事故等）</p> <p>第8条 生活支援員は、支援活動に係る保険に加入する。加入の手続き_____については、教育委員会が行うものとする。</p> <p>2 略</p>

議案第7号

瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

瑞穂市保育所嘱託医に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条の規定により、保育所嘱託医を委嘱するもの。

保育所嘱託医師一覧表

保育所名	科名	氏名	任期
本田第1保育所	内科医	中島 俊彦	2019.4.1～2021.3.31
本田第2保育所	内科医	京極 章三	2019.4.1～2021.3.31
別府保育所	内科医	京極 章三	2019.4.1～2021.3.31
牛牧第1保育所	内科医	中島 俊彦	2019.4.1～2021.3.31
牛牧第2保育所	内科医	中島 俊彦	2019.4.1～2021.3.31
西保育・教育センター	内科医	若園 明裕	2019.4.1～2021.3.31
中保育・教育センター	内科医	中島 俊彦	2019.4.1～2021.3.31
南保育・教育センター	内科医	中島 俊彦	2019.4.1～2021.3.31

議案第 8 号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のと
おり提出する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 24
9 号）の施行に伴い、未婚のひとり親を寡婦等とみなす等の変更をするため、
教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月26日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第2号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「備考

- (1) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者
 - イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者
- (2) 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。
- (3) 市町村民税均等割額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割額をいう。
- (4) 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定に

よる特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額をいう。

(5) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小

学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(7) (6)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、支給認定保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。）が3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は無料とする。

(8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。」

を
「備考

(1) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者

- (2) 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。
- (3) 市町村民税均等割額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割額をいう。
- (4) 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護

者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。

- (5) 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。
- (6) 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その

者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

(7) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(8) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小

学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(9) (8)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、支給認定保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。）が3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は無料とする。

(10) (8)及び(9)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(11) (8)、(9)及び(10)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。」

に改める。

別表第2中

「備考

(1) この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その

年度中に限り3歳未満児とみなす。

(2) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。

ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者

イ 児童福祉法第6条の4に規定する里親である支給認定保護者

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者

(3) 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。

(4) 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額をいう。

(5) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

(ア) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(7) (6)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、支給認定保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。）が3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は無料とする。

(8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得

割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

を

「備考

- (1) この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- (2) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。
 - ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者
 - イ 児童福祉法第6条の4に規定する里親である支給認定保護者
 - ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者
- (3) 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者

で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。

- (4) 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額をいう。
- (5) 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。
- (6) 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）

をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

(7) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

(ア) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(8) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども又は児童発

達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(9) (8)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、支給認定保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。）が3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は無料とする。

(10) (8)及び(9)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(11) (8)、(9)及び(10)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。 」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の規定は、平成30年9月1日から適用する。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表第1（第18条関係）			別表第1（第18条関係）		
各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 （月額）	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 （月額）
階層区分	定義	教育標準時間認定(K)	階層区分	定義	教育標準時間認定(K)
1	被保護者等世帯	円 0	1	被保護者等世帯	円 0
2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）	0	2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）	0
	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200		市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200
3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	1,200	3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	1,200
	市町村民税所得割合算額 77,100円以下	4,700		市町村民税所得割合算額 77,100円以下	4,700
4	市町村民税所得割合算額 77,101円以上211,200円以下	9,500	4	市町村民税所得割合算額 77,101円以上211,200円以下	9,500
5	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	12,500	5	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	12,500

備考

- (1) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。
- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者
- (2) 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」と

備考

- (1) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。
- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者
- (2) 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者

あるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）

をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町

村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。

(3) 市町村民税均等割額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割額をいう。

(4) 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。

_____を含むものとし、当該市町

村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。

(3) 市町村民税均等割額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割額をいう。

(4) 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。

(5) 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。

(6) 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事

実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものと読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

(7) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

- ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- イ 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - (ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (イ) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(5) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

- ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- イ 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - (ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (イ) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(8) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(9) (8)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、支給認定保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。）が3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は無料とする。

(10) (8)及び(9)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(7) (6)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、支給認定保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。）が3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は無料とする。

(8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数

は切り捨てる。) 、第3子以降の場合は無料とする。

(11) (8)、(9)及び(10)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

別表第2 (第18条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間 認定(H)	保育短時間 認定(T)	保育標準時間 認定(H)	保育短時間 認定(T)
1(A)	被保護者等世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2(B)	市町村民税非課税世帯 (要支援者等)	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3(C)	市町村民税所得割合算額 48,600円未満 (要支援者等)	3,600	3,600	2,400	2,400
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400

は切り捨てる。) 、第3子以降の場合は無料とする。

(9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

別表第2 (第18条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間 認定(H)	保育短時間 認定(T)	保育標準時間 認定(H)	保育短時間 認定(T)
1(A)	被保護者等世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2(B)	市町村民税非課税世帯 (要支援者等)	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3(C)	市町村民税所得割合算額 48,600円未満 (要支援者等)	3,600	3,600	2,400	2,400
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400

4(D 1)	市町村民税所得割合算額	3,600	3,600	2,400	2,400
	77,101円未満（要支援者等）				
5(D 2)	市町村民税所得割合算額	15,000	15,000	13,000	13,000
	97,000円未満				
6(D 3)	市町村民税所得割合算額	26,700	26,700	18,000	18,000
	169,000円未満				
7(D 4)	市町村民税所得割合算額	39,600	39,600	20,000	20,000
	301,000円未満				
8(D 5)	市町村民税所得割合算額	44,000	44,000	23,000	23,000
	397,000円未満				
8(D 5)	市町村民税所得割合算額	52,000	52,000	27,000	27,000
	397,000円以上				
備考					
<p>(1) この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。</p> <p>(2) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。</p> <p>ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者</p> <p>イ 児童福祉法第6条の4に規定する里親である支給認定保護者</p> <p>ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給</p>					

4(D 1)	市町村民税所得割合算額	3,600	3,600	2,400	2,400
	77,101円未満（要支援者等）				
5(D 2)	市町村民税所得割合算額	15,000	15,000	13,000	13,000
	97,000円未満				
6(D 3)	市町村民税所得割合算額	26,700	26,700	18,000	18,000
	169,000円未満				
7(D 4)	市町村民税所得割合算額	39,600	39,600	20,000	20,000
	301,000円未満				
8(D 5)	市町村民税所得割合算額	44,000	44,000	23,000	23,000
	397,000円未満				
8(D 5)	市町村民税所得割合算額	52,000	52,000	27,000	27,000
	397,000円以上				
備考					
<p>(1) この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。</p> <p>(2) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。</p> <p>ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者</p> <p>イ 児童福祉法第6条の4に規定する里親である支給認定保護者</p> <p>ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給</p>					

(4) 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額をいう。

(5) 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。

(6) 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」

(4) 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額をいう。

と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

(7) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

(ア) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害

(5) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

(ア) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害

基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(8) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(9) (8)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、支給認定保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。）が3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は無料とする。

(10) (8)及び(9)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(7) (6)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、支給認定保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。）が3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は無料とする。

(8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(11) (8)、(9)及び(10)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

(9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

1 未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例について

【経緯・背景】

- ・税制上、婚姻を前提とする寡婦又は寡夫（以下「寡婦等」という。）と未婚のひとり親の取扱いに差があることで、保育施設等の利用者負担額が異なり、未婚のひとり親（※）に不利な取扱いとなっている。

※婚姻によらないで母（父）となった者で、現に婚姻（事実婚を含む）をしていない者

【改正の概要】

- ・未婚のひとり親であって、これを寡婦等とみなした場合に市町村民税が課されないこととなる者について、保育施設等の利用者負担額がその他の市町村民税を課されない者と同等となるよう算定する。
- ・未婚のひとり親について、保育施設等の利用者負担額に係る市町村民税所得割の算定に当たっては、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなして算定する。

2 都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例について

【経緯・背景】

- ・地方分権一括法により都道府県から指定都市への税源移譲が行われ、平成 30 年度から指定都市のみ市町村民税の税率が 6 % から 8 % に変更された。
- ・保育施設等の利用者負担額の階層区分は、「市町村民税所得割合算額」を用いて決定されているため、指定都市のみ税率が変更となると、指定都市と他の市町村の居住者の税額が異なることとなり、不公平が生じる。

【改正の概要】

- ・保育施設等の利用者負担額の決定に係る保護者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割を算定する。

議案第 9 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
について

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を
別紙のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

放課後児童クラブの定員を変更するため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行
うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月26日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第3号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成２２年瑞穂市教育委員会規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表生津小校区放課後児童クラブの項中「６５」を「７１」に改め、同表穂積小校区放課後児童クラブの項中「１０５」を「１０８」に改め、同表南小校区放課後児童クラブの項中「７５」を「７８」に改める。

附 則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
（名称等） 第2条 瑞穂市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の名称及び定員は、次のとおりとする。		（名称等） 第2条 瑞穂市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の名称及び定員は、次のとおりとする。	
名称	定員（人）	名称	定員（人）
生津小校区放課後児童クラブ	<u>71</u>	生津小校区放課後児童クラブ	<u>65</u>
本田小校区放課後児童クラブ	<u>75</u>	本田小校区放課後児童クラブ	<u>75</u>
穂積小校区放課後児童クラブ	<u>108</u>	穂積小校区放課後児童クラブ	<u>105</u>
牛牧小校区放課後児童クラブ	<u>130</u>	牛牧小校区放課後児童クラブ	<u>130</u>
西小校区放課後児童クラブ	<u>50</u>	西小校区放課後児童クラブ	<u>50</u>
中小校区放課後児童クラブ	<u>60</u>	中小校区放課後児童クラブ	<u>60</u>
南小校区放課後児童クラブ	<u>78</u>	南小校区放課後児童クラブ	<u>75</u>

議案第10号

瑞穂市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則について
瑞穂市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

公共施設予約システムを導入するため、利用に関する規則を制定するもの。

瑞穂市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂市教育委員会公共施設予約システム（電子計算組織により公共施設の予約及び利用の手續等に係る事務を自動的に処理するシステムをいう。以下「予約システム」という。）の利用方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 予約システムの利用の対象となる公共施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる施設とする。

- (1) 瑞穂市公民館条例（平成15年瑞穂市条例第61号）別表に規定する施設
- (2) 瑞穂市体育施設条例（平成15年瑞穂市条例第63号）別表に規定する施設（卓球台、サーキットトレーニング室及び弓道場を除く。）
- (3) 瑞穂市立学校体育施設開放条例（平成15年瑞穂市条例第64号）別表に規定する施設

(市長部局の例)

第3条 瑞穂市教育委員会公共施設予約システムの利用方法等については、瑞穂市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年瑞穂市規則第4号）の例による。

2 前項の場合において、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、予約システムの利用等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 予約システムの利用者登録の申請、利用者登録、登録通知書の交付等この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の前においても行

うことができる。

（趣旨）

第1条 この規則は、瑞穂市公共施設予約システム（電子計算組織により公共施設の予約及び利用の手続等に係る事務を自動的に処理するシステムをいう。以下「予約システム」という。）の利用方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 予約システムの利用の対象となる公共施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる施設とする。

- （1）瑞穂市総合センター条例（平成15年瑞穂市条例第71号）別表第1に規定する施設（大ホール及び楽屋を除く。）
- （2）瑞穂市コミュニティセンター条例（平成15年瑞穂市条例第72号）別表に規定する施設（トレーニングルーム及び歩行用温水プールを除く。）
- （3）瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例（平成15年瑞穂市条例第130号）別表に規定する施設

（登録の資格）

第3条 予約システムに登録することができる者は、その代表者が成人に達している団体とする。ただし、対象施設を個人利用する場合にあっては、個人で予約システムに登録することができるものとする。

（利用者登録の申請）

第4条 予約システムを利用しようとする者は、瑞穂市公共施設予約システム利用者登録（変更）申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）により、あらかじめ市長に申請し、予約システムの利用に係る登録を受けなければならない。

（登録通知書の交付）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その者を予約システムの利用者として登録し、瑞穂市公共施設予約システム利用者登録通知書（様式第2号。以下「登録通知書」という。）を交付するものとする。

（利用者登録の変更申請）

第6条 前条の規定により登録通知書の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは、登録申請書により速やかに市長に申請しなければならない。

（登録通知書の再交付）

第7条 登録者が登録通知書の再交付を受けようとするときは、瑞穂市公共施設予約システム利用者登録通知書再交付申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録通知書を再交付するものとする。

（登録通知書の取扱い）

第8条 登録者は、登録通知書を他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

（利用申請及び許可）

第9条 対象施設を利用しようとする登録者（以下「申請者」という。）は、予約システムに当該登録者の利用者番号及びパスワードを入力することにより、対象施設の利用の申請等を行うことができる。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、予約システムにより対象施設の利用の許可等を行うことができる。

（利用期間）

第10条 予約システムを利用して対象施設の予約を行うことができる期間は、対象施設の利用の申請ができる日から当該利用日の前日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期間によらないことができる。

（利用の取消し）

第11条 対象施設の利用の許可を受けた申請者が当該利用を取り消そうとするときは、予約システムにより利用の取消しを行わなければならない。

2 前項のシステムによる取消しは、対象施設を利用しようとする日の10日前までに行わなければならない。

（申請件数の制限）

第12条 市長は、必要と認めるときは、予約システムによる申請件数を制限することができる。

(禁止行為)

第13条 予約システムを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 予約システムを施設の利用の申請以外の目的で利用すること。
- (2) 予約システムに対し、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）をすること。
- (3) 予約システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

(利用の制限)

第14条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に対し予約システムの利用を停止することができる。

- (1) 相当の期間経過後も使用料を納入しないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により予約システムを使用したとき。
- (3) この規則又は対象施設の管理について規定する条例、規則等の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用を停止することが適当と認めたとき。

(指定管理者制度による読替)

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に対象施設の管理を行なわせる場合にあつては、第9条第2項中「市長」とあるのは「対象施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、予約システムの利用等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条及び第5条の規定による予約システムの利用者登録の申請、利用者登録、登録通知書の交付等この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第4条、第6条関係）

瑞穂市公共施設予約システム利用者登録（変更）申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

瑞穂市公共施設予約システムの利用に当たり、下記のとおり申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更			
申請者	利用者区分	<input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人		
	フリガナ			
	団体名 (個人の場合は記入不要)			
	フリガナ			
	代表者氏名 (個人の場合は個人氏名)			
	生 年 月 日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住 所	〒		
連絡者	フリガナ			
	連絡者氏名			
	電 話 番 号	— —		
登録情報	メールアドレス			
	*利用許可等の連絡先となりますので正確にご記入ください。 *申請者以外のメールアドレスでも結構です。			
	主 な 利 用 施 設			

※以下は記入しないでください。

利用者番号		パスワード	
-------	--	-------	--

様式第2号（第5条、第7条関係）

瑞穂市公共施設予約システム利用者登録通知書			
カード番号		登録日	
利用者番号		パスワード	
利用者区分			
フリガナ			
申請者名			
フリガナ			
代表者名			
フリガナ			
連絡者名			
電話番号		F A X	
郵便番号			
住所			
メールアドレス			
団体構成		使用内容	
営利目的		組織分類	
人数（人）		利用種目	
問合せ有無		ホーム	
有効期間		グラウンド	
		※他 利用種別登録あり	
上記のとおり登録します。			
登録カード			
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>			

様式第3号（第9条関係）

瑞穂市公共施設予約システム利用者登録通知書再交付申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

瑞穂市公共施設予約システムの利用に当たり、瑞穂市公共施設予約システム利用登録通知書の再交付を下記のとおり申請します。

申請者	利用者区分	<input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人		
	フリガナ			
	団体名 (個人の場合は記入不要)			
	フリガナ			
	代表者氏名 (個人の場合は個人氏名)			
	生年月日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所	〒		
連絡者	フリガナ			
	連絡者氏名			
	電話番号	- -		
登録情報	メールアドレス			

※以下は記入しないでください。

利用者番号		パスワード	
-------	--	-------	--

施設予約システムについて

資料 2

(1) 施設予約システム

施設予約システムは、施設の利用をより便利にするためのものです。

利用申請を市民センター・巢南公民館の窓口限定せず、インターネットからも空き状況の確認や利用申請ができるようになります。

*施設予約システムを使用しない場合は、従来どおり市民センター・巢南公民館の窓口で利用の申請ができます。

(2) 対象施設

施設予約システムにて利用申請ができる施設は、市民センター・巢南公民館の窓口で申請できる施設と同様です。

*ただし、個人利用できる施設については、生津スポーツ広場テニスコート・中ふれあい広場テニスコートに限ります。

(3) 利用するには

施設予約システムを利用するには、施設予約システム利用者登録が必要です。

*個人利用できる施設に限り、個人での利用登録ができます。

【利用登録要件】

- ・団体にあつては、成人に達している代表者
- ・個人にあつては、15歳以上（中学生は除く。）

(4) 登録・利用方法

「瑞穂市公共施設予約システム利用者登録（変更）申請書」を市民センター、巢南公民館又は生涯学習課の窓口提出してください。



利用者登録手続き完了後、申請者様宛に、施設予約システムを利用するための「利用者番号」及び「初期パスワード」を示した「瑞穂市公共施設予約システム利用者登録通知書」を発行します。



初めて施設予約システムを利用される場合は、最初にパスワード設定を行います。パスワード入力画面で新しいパスワードを設定してください。

(必ず新しいパスワードを設定してください。)



以降、「利用者番号」と「新しいパスワード」を使って施設予約システムをご利用ください。

(5) その他

*施設予約システムを利用するための利用者登録は、1-(5)の利用団体の登録申請とは別途となります。利用団体の登録をされたかたでも別途施設予約システムの利用者登録申請をお願いします。

*毎月10日はシステムのメンテナンスのため申請入力等はできません。(空き状況の閲覧は可能です。)

利用までの流れ

(1) 申請から使用料納付まで

① 団 体 登 録	施設を継続的に利用しようとする団体は、事前に「 利用団体登録申請書 」を市民センター又は巢南公民館の窓口に提出してください。
-----------	---



② 利 用 申 請 方 法	<p>以下のいずれかの方法で申請してください。</p> <p>窓口での申請</p> <ul style="list-style-type: none">・〇〇〇利用許可申請書に必要事項を記入してください。 (1ヶ月分の利用日時が記入できます。)・申請書は、生涯学習課、市民センター、巢南公民館の窓口に置いてあります。瑞穂市のホームページからダウンロードすることもできます。・申請書は、利用月の前々月の10日から前月の9日の間に市民センター又は巢南公民館の窓口に提出してください。 <p>インターネットによる施設予約システムでの申請</p> <ul style="list-style-type: none">・あらかじめ「施設予約システムに利用者登録することにより、パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、申請することができます。・申請は、利用月の前々月の10日から前月の9日の間にインターネットを利用して施設予約システムにより申請してください。 <p><u>施設予約システムを利用するには、利用者登録が必要です。</u></p>
---------------	---



③ 割 り 振 り 及 び 随 時 申 請	<ul style="list-style-type: none">・市民センター、巢南公民館の窓口で受付した申請書及び施設予約システムにて受付した申請は、毎月9日の締切り後に施設予約システムにより自動割り振りを行います。・11日以後の申請は、利用予定のない施設について、先着順にて申請の受付を行います。
-----------------------	---



④ 利 用 許 可	<ul style="list-style-type: none"> ・施設予約システムにより自動割り振りを行った後、市民センター、巢南公民館の窓口で申請された団体には郵送で、施設予約システムで申請された団体には、団体が指定したメールアドレス宛に利用決定の通知をさせていただきます。 ・許可書（通知）は、最低1ヶ月保管してください。 ・不許可の場合は、使用料金欄に不許可と表示してあります。（施設予約システムにて申請された場合は、許可された期日のみの通知となります。） ・11日以後の申請は、即時許可となります。
-----------	--



⑤ 使 用 料 の 納 付	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の納付は、利用されるまでに市民センター又は巢南公民館の窓口にてお支払いください。
---------------	--

※テニスコート等個人利用できる施設を利用する場合も同様です。

【利用申請から許可まで】

「例 7月に利用する場合」

5/10 ~ 6/9	6/10		6/11 ~
施設利用申請受付期間 （市民センター・巢南公民館窓口又は施設予約システムにて）	施設予約システムによる自動割り振り	利用決定通知 （郵送又は指定されたメール）	利用予定のない施設について先着順で受付（即時許可）

◆毎月10日は、システムメンテナンスのため申請入力はできません。

(2) 利用について

当 日 の 利 用 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・穂積地区の施設は市民センターの窓口、巢南地区は巢南公民館の窓口で鍵等の貸出しの事務を行っています。利用される際は、利用許可書を持参してください。（前日までに使用料の納付が行われていない場合は、その場で納付してください。） ・各施設の関係条例及び施行規則及び教育委員会の指示に従って利用してください。 ・利用後は施設の点検をしていただき「施設利用報告書」に必要事項を記入のうえ、市民センター又は巢南公民館の窓口に提出してください。
---------------	---

--	--

(3) 施設利用の取り消しについて

利用の許可を受けた者が施設の利用を取り消す場合は利用日前日までに速やかに行ってください。(ただし、施設予約システムでの取り消しは、施設利用日の10日前までです。)

しかし、雨等の天候不順の場合は、利用日当日の21:30分に施設利用取消届出書を市民センターの窓口(FAX:327-0477)又は巢南公民館の窓口(FAX:322-6278)まで直接提出又はFAXにて送信をお願いします。(電話での取り消しの受付は行いません。)

なお、天候不順による理由以外の利用日当日の取り消しは、使用料の還付ができません。

(4) 緊急時等の施設利用の制限について

以下の場合、利用許可後であっても、公民館等の施設の利用ができなくなります。

- ・地震などによる大規模災害が発生した場合
- ・気象上の警報が発令され防災準備が必要な場合
- ・利用者の安全確保が必要な場合

- ・選挙管理委員会の実施する選挙の投票日となった場合
- ・緊急を要する施設工事等を実施する場合
- ・その他、教育委員会が必要と認める場合

このような場合、利用団体の代表者のかたへ連絡しますので、利用団体の利用者のかたへは、代表者のかたから連絡をお願いします。また、天候不順の場合と同様に施設利用取消届出書を市民センター又は巣南公民館の窓口まで直接提出又はFAXにて送信願います。

(5) 施設利用受付期間前の施設の予約について

各施設において、広範囲に周知、ポスター、チラシ等が必要な大会等で利用する場合は、利用予定日の6ヶ月前から『早期予約』として受付を行います。その際、大会等の資料の提出をお願いします。また、必要に応じて説明を求めることがあります。詳しくは、生涯学習課にお尋ねください。

なお、学校開放体育施設を利用したい場合は、予約申請をする前に利用する小中学校へ利用の許可を得てください。

【ご注意ください。】

『早期予約』の場合は、施設予約システムでの申請はできません。直接窓口で申請してください。

※許可決定は、通常申請と同様です。

議案第 1 1 号

瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について

瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

公共施設予約システムの導入に伴い、対象となる施設の規則を改めるもの。

瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則

(瑞穂市公民館条例施行規則の一部改正)

第1条 瑞穂市公民館条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（予約システムの利用による読替）

第13条 瑞穂市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年瑞穂市教育委員会規則第4号）に規定する瑞穂市教育委員会公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により施設の利用に関する申請を行う場合にあつては、第5条第1項中「公民館利用許可申請書（様式第2号）により」とあるのは「予約システムにより」と、同条第2項中「公民館利用許可（不許可）通知書（様式第3号）により」とあるのは「予約システムにより」と読み替えるものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係） （表）

利用団体登録申請書（新規・継続）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

団体番号.....(継続の場合のみ記入)

フリガナ

団体名.....

フリガナ

代表者名.....

郵便番号 〒 -

住 所.....

電話番号 () -

次のとおり利用団体として登録したいので、申請します。

主 な 活 動 場 所		
活 動 内 容		
登 録 人 数		
主 な 活 動 日		
活 動 時 間		
問 い 合 わ せ 先 (日中に連絡がとれる電話番号 のご記入をお願いします。)	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒
	電 話 番 号	() -
会 員 募 集	新規会員の加入は できる ・ できない	
備 考	・内容に変更が生じた場合は、早急にご連絡ください。	

職員記入欄（代表者確認）	
--------------	--

(裏)

登録者名簿

No.	氏名	年齢	住所 (番地まで記入)	電話番号	勤務先又は学校名	
					名称	住所
1						瑞穂市
2						瑞穂市
3						瑞穂市
4						瑞穂市
5						瑞穂市
6						瑞穂市
7						瑞穂市
8						瑞穂市
9						瑞穂市
10						瑞穂市
11						瑞穂市
12						瑞穂市
13						瑞穂市
14						瑞穂市
15						瑞穂市
16						瑞穂市
17						瑞穂市
18						瑞穂市
19						瑞穂市
20						瑞穂市

※楷書でご記入ください。

※勤務先又は学校名の欄は、市外在住者で、市内在勤（在学）者のみご記入ください。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第9条関係）

公民館使用料還付申請書

(申請日 年 月 日)	
団体番号	
団体名	
郵便番号	〒 —
代表者住所	
代表者氏名	印
連絡先	() —

次のとおり還付申請いたします。

利用予定施設			
請求理由	1. 施設の状態不良 2. 事前取消		
利用予定日時 (利用しなかった日)	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
口座登録	有 (登録済みの口座に振り込み)		無 (以下振込先を記入)
還付金振込先 金融機関	銀行		
	金庫		支店
	組合		
	預金種別	普通・当座	口座番号
	ふりがな		
	口座名義		

*収入伝票番号	*徴収金の収入金額	*更正額	*差引過誤納入額

◎太線の枠内のみ記入してください。

◎振込先金融機関欄は、すべて正確に記入してください。

(瑞穂市体育施設条例施行規則の一部改正)

第2条 瑞穂市体育施設条例施行規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「利用団体登録申請書(様式第1号)」を「利用団体登録申請書(新規・継続)(様式第1号)」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(予約システムの利用による読替)

第16条 瑞穂市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則(平成31年瑞穂市教育委員会規則第4号)に規定する瑞穂市教育委員会公共施設予約システム(以下「予約システム」という。)により施設の利用に関する申請を行う場合にあつては、第8条第1項中「体育施設利用許可申請書(様式第2号)により」とあるのは「予約システムにより」と、同条第2項中「体育施設利用許可(不許可)通知書(様式第3号)により」とあるのは「予約システムにより」と読み替えるものとする。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第7条関係） （表）

利用団体登録申請書（新規・継続）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

団体番号.....(継続の場合のみ記入)

フリガナ

団体名.....

フリガナ

代表者名.....

郵便番号.....〒.....-

住 所.....

電話番号(.....).....-

次のとおり利用団体として登録したいので、申請します。

主 な 活 動 場 所		
活 動 内 容		
登 録 人 数		
主 な 活 動 日		
活 動 時 間		
問 い 合 わ せ 先 (日中に連絡がとれる電話番号 のご記入をお願いします。)	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒
	電 話 番 号	(.....).....-
会 員 募 集	新規会員の加入は できる ・ できない	
備 考	・内容に変更が生じた場合は、早急にご連絡ください。	

職員記入欄（代表者確認）	
--------------	--

(裏)

登 録 者 名 簿

No.	氏 名	年 令	住 所 (番地まで記入)	電話番号	勤務先又は学校名	
					名称	住所
1						瑞穂市
2						瑞穂市
3						瑞穂市
4						瑞穂市
5						瑞穂市
6						瑞穂市
7						瑞穂市
8						瑞穂市
9						瑞穂市
10						瑞穂市
11						瑞穂市
12						瑞穂市
13						瑞穂市
14						瑞穂市
15						瑞穂市
16						瑞穂市
17						瑞穂市
18						瑞穂市
19						瑞穂市
20						瑞穂市

※楷書でご記入ください。

※勤務先又は学校名の欄は、市外在住者で、市内在勤（在学）者のみご記入ください。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第12条関係）

体育施設使用料還付申請書

(申請日 年 月 日)	
団体番号	
団体名	
郵便番号	〒 —
代表者住所	
代表者氏名	印
連絡先	() —

次のとおり還付申請いたします。

利用予定施設			
請求理由	1. 天候のため（雨など）[屋外施設のみ] 2. 施設の状態不良 3. 事前取消		
利用予定日時 (利用しなかった日)	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
口座登録	有（登録済みの口座に振り込み）	無（以下振込先を記入）	
還付金振込先 金融機関	銀行		
	金庫		支店
	組合		
	預金種別	普通・当座	口座番号
	ふりがな		
	口座名義		

*収入伝票番号	*徴収金の収入金額	*更正額	*差引過誤納入額

◎太線の枠内のみ記入してください。

◎振込先金融機関欄は、すべて正確に記入してください。

(瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部改正)

第3条 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「利用団体登録申請書（様式第1号）」を「利用団体登録申請書（新規・継続）（様式第1号）」に改める。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（予約システムの利用による読替）

第18条 瑞穂市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年瑞穂市教育委員会規則第4号）に規定する瑞穂市教育委員会公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により施設の利用に関する申請を行う場合にあつては、第9条第1項中「学校開放体育施設利用申請書（様式第2号）により」とあるのは「予約システムにより」と、同条第2項中「学校開放体育施設利用許可（不許可）通知書（様式第3号）により」とあるのは「予約システムにより」と読み替えるものとする。様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第8条関係） （表）

利用団体登録申請書（新規・継続）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

団体番号.....(継続の場合のみ記入)
フリガナ
団体名.....
フリガナ
代表者名.....
郵便番号 〒
住 所.....
電話番号 ()

次のとおり利用団体として登録したいので、申請します。

主 な 活 動 場 所		
活 動 内 容		
登 録 人 数		
主 な 活 動 日		
活 動 時 間		
問 い 合 わ せ 先 (日中に連絡がとれる電話番号 のご記入をお願いします。)	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒
	電 話 番 号	() -
会 員 募 集	新規会員の加入は できる ・ できない	
備 考	・ 内容に変更が生じた場合は、早急にご連絡ください。	

職員記入欄（代表者確認）	
--------------	--

(裏)

登 録 者 名 簿

No.	氏 名	年 令	住 所 (番地まで記入)	電話番号	勤務先又は学校名	
					名称	住所
1						瑞穂市
2						瑞穂市
3						瑞穂市
4						瑞穂市
5						瑞穂市
6						瑞穂市
7						瑞穂市
8						瑞穂市
9						瑞穂市
10						瑞穂市
11						瑞穂市
12						瑞穂市
13						瑞穂市
14						瑞穂市
15						瑞穂市
16						瑞穂市
17						瑞穂市
18						瑞穂市
19						瑞穂市
20						瑞穂市

※楷書でご記入ください。

※勤務先又は学校名の欄は、市外在住者で、市内在勤（在学）者のみご記入ください。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第13条関係）

学校開放体育施設使用料還付申請書

(申請日 年 月 日)	
団体番号	
団体名	
郵便番号	〒 —
代表者住所	
代表者氏名	印
連絡先	() —

次のとおり還付申請いたします。

利用予定施設			
請求理由	1. 天候のため（雨など）[屋外施設のみ] 2. 施設の状態不良 3. 事前取消		
利用予定日時 (利用しなかった日)	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
口座登録	有（登録済みの口座に振り込み）	無（以下振込先を記入）	
還付金振込先 金融機関	銀行		
	金庫		支店
	組合		
	預金種別	普通・当座	口座番号
	ふりがな		
	口座名義		

*収入伝票番号	*徴収金の収入金額	*更正額	*差引過誤納入額

◎太線の枠内のみ記入してください。

◎振込先金融機関欄は、すべて正確に記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の瑞穂市公民館条例施行規則、瑞穂市体育施設条例施行規則及び瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の施設の利用から適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

瑞穂市公民館条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第18号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p><u>（予約システムの利用による読替）</u></p> <p><u>第13条 瑞穂市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則</u> <u>（平成31年瑞穂市教育委員会規則第●号）に規定する瑞穂市教育委員</u> <u>会公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により施設</u> <u>の利用に関する申請を行う場合にあつては、第5条第1項中「公民館利</u> <u>用許可申請書（様式第2号）により」とあるのは「予約システムにより」</u> <u>と、同条第2項中「公民館利用許可（不許可）通知書（様式第3号）に</u> <u>より」とあるのは「予約システムにより」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（その他）</p> <p><u>第14条</u> この規則に定めるもののほか、公民館の運営に関し必要な事項 は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>（その他）</p> <p><u>第13条</u> この規則に定めるもののほか、公民館の運営に関し必要な事項 は、教育委員会が別に定める。</p>

瑞穂市体育施設条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第20号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（利用団体の登録）</p> <p>第7条 継続的に利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、教育委員会に<u>利用団体登録申請書（新規・継続）（様式第1号）</u>を提出し、登録を行うものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>（予約システムの利用による読替）</u></p> <p>第16条 瑞穂市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年瑞穂市教育委員会規則第●号）に規定する瑞穂市教育委員会公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により施設の利用に関する申請を行う場合にあつては、第8条第1項中「<u>体育施設利用許可申請書（様式第2号）により</u>」とあるのは「<u>予約システムにより</u>」と、同条第2項中「<u>体育施設利用許可（不許可）通知書（様式第3号）により</u>」とあるのは「<u>予約システムにより</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>（利用団体の登録）</p> <p>第7条 継続的に利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、教育委員会に<u>利用団体登録申請書（様式第1号）</u>を提出し、登録を行うものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>（その他）</p> <p>第16条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第21号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（利用団体の登録）</p> <p>第8条 継続的に開放施設を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、教育委員会に<u>利用団体登録申請書（新規・継続）（様式第1号）</u>を提出し、登録を行うものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>（予約システムの利用による読替）</u></p> <p>第18条 瑞穂市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年瑞穂市教育委員会規則第4号）に規定する瑞穂市教育委員会公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により施設の利用に関する申請を行う場合にあつては、第9条第1項中「<u>学校開放体育施設利用申請書（様式第2号）により</u>」とあるのは「<u>予約システムにより</u>」と、同条第2項中「<u>学校開放体育施設利用許可（不許可）通知書（様式第3号）により</u>」とあるのは「<u>予約システムにより</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第19条 この規則に定めるもののほか、開放施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>（利用団体の登録）</p> <p>第8条 継続的に開放施設を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、教育委員会に<u>利用団体登録申請書（様式第1号）</u>を提出し、登録を行うものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>（その他）</p> <p>第18条 この規則に定めるもののほか、開放施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>